

人事委員会 規則番号	人事委員会規則名	公布年月日
人事委員会 規則第1号	さいたま市職員の給与に関する条例附則第34 から第37項までの規定による給料に関する規則	令和5年2月22日
人事委員会 規則第2号	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準 に関する規則の一部を改正する規則	令和5年2月22日
人事委員会 規則第3号	さいたま市職員からの苦情相談に関する規則の 一部を改正する規則	令和5年2月22日
人事委員会 規則第4号	さいたま市人事委員会事務局の組織等に関する 規則の一部を改正する規則	令和5年3月30日
人事委員会 規則第5号	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正す る規則	令和5年3月30日
人事委員会 規則第6号	公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関 する条例施行規則の一部を改正する規則	令和5年3月30日
人事委員会 規則第7号	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準 に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月30日

さいたま市人事委員会規則第1号

さいたま市職員の給与に関する条例附則第34項から第37項までの規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号。第3条第2号及び第10条第3項を除き、以下「条例」という。）附則第34項から第37項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。
- (2) 異動期間 法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、条例附則第34項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（法第28条の5第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (4) 特定日 条例附則第32項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第21号。以下「初任給等基準規則」という。）第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 条例第3条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給等基準規則別表第6に定める初任給基準表（第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職

種に属する職務への異動をいう。

- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 上限額 条例第4条第2項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあっては、当該給料月額に条例第4条の2に規定する算出率（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。
- (9) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（条例附則第34項の人事委員会規則で定める職員）

第3条 条例附則第34項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
 - ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員
 - イ 異動日から特定日までの間に降格をした職員
 - ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
 - エ 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（他の職への降任等をされた職員に対する条例附則第36項の規定による給料の支給）

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例附則第32項の規定に

より当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第36項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日から特定日までの間に降格をした職員（第4号に掲げる職員を除く。）
異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端

数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第36項の規定による給料として支給する。

(特例任用後降任等職員に対する条例附則第36項の規定による給料の支給)

第5条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日(法第28条の5第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に条例附則第32項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその

者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。)には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第36項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に条例附則第32項の規定により当該職員が受ける給料月額(異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員となったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第36項の規定による給料として支給する。

(1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員(第4号に掲げる職員を除く。)
) 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が2回以上あ

った場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(職員の同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。)をした職員(第4号に掲げる職員を除く。)

異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も

多い給料月額に相当する額) に100分の70を乗じて得た額

- (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額
 - (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額 (仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額) に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
 - 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて、同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
 - 4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員 (前項の規定の適用を受ける職員を除く。) には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第36項の規定による給料として支給する。

(降任等相当給料表異動をした職員に対する条例附則第37項の規定による給料の支給)

第7条 降任等相当給料表異動 (法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。) をした職員 (第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員

を除く。第4項において同じ。)であって、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に条例附則第32項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第37項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第32項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第37項の規定による給料として支給する。
 - (1) 降任等相当転任日以後に給料表異動等をした職員
 - (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした職員
 - (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)

- (4) 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に条例附則第32項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第37項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち

ち、条例附則第32項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第37項の規定による給料として支給する。

- (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
- (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。）をした職員
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（特例任用期間降格等職員に対する条例附則第37項の規定による給料の支給）

第9条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員の同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に条例附則第32項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第37項の規定による給料として支給する。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降

格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動(当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。)をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第32項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、条例附則第37項の規定による給料として支給する。

- (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給等基準規則第2条第2号に規定する昇格をした職員
- (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員
- (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。）をした職員
- (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（人事交流等職員に対する条例附則第37項の規定による給料の支給）

第10条 初任給等基準規則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用され、又は異動した職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第32項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして条例附則第32項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこ

ととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあつては特定日）以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第37項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第32項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第37項の規定による給料として支給する。

(1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給等基準規則第16条各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

(2) 人事交流等職員となった日以後に給料表異動等をした職員

(3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をした職員

(4) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあつては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員

(5) 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（この規則により難い場合の措置）

第11条 条例附則第34項、第36項又は第37項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認め

られるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、条例附則第34項、第36項又は第37項の規定による給料の支給に関し必要な事項は人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第2号

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(新たに職員となった者の号給)</p> <p>第11条 新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号給</p> <p style="padding-left: 2em;">ア [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第22条第1項又は第23条の2第1項の規定により得られる号給</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(昇格の場合の号給)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、<u>前3項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前3項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(降格)</p> <p><u>第23条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(新たに職員となった者の号給)</p> <p>第11条 新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号給</p> <p style="padding-left: 2em;">ア [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第22条第1項又は第23条第1項の規定により得られる号給</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(昇格の場合の号給)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、<u>前3項の規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする。</u></p>

(降格の場合の号給)

第23条の2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2・3 [略]

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第25条 [略]

2 [略]

3 第22条及び第23条の2の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

別表第7 (第22条関係)

(1) 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
[略]							

(2) 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
[略]				

(3) 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
[略]					

(4) 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級

(降格の場合の号給)

第23条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給 (同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給) とする。

2・3 [略]

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第25条 [略]

2 [略]

3 第22条及び第23条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

別表第7 (第22条関係)

(1) 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	[略]						

(2) 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	2級	3級	4級	5級
	[略]			

(3) 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	2級	3級	4級	5級	6級
	[略]				

(4) 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	2級	3級	4級	5級	6級
------------------	----	----	----	----	----

[略]

(5) 消防職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
[略]								

[略]

(5) 消防職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	[略]							

別表第7の次に次の1表を加える。

別表第7の2 (第23条の2関係)

(1) 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	49	17	17	21	13	17	17
2	50	18	18	22	14	18	18
3	51	19	19	23	15	19	19
4	52	20	20	24	16	20	20
5	53	21	21	25	17	21	21
6	54	22	22	26	18	22	22
7	55	23	23	27	19	23	23
8	56	24	24	28	20	24	24
9	57	25	25	29	21	25	25
10	58	26	26	30	22	26	26
11	59	27	27	31	23	27	27
12	60	28	28	32	24	28	28
13	61	29	29	33	25	29	30
14	62	30	30	34	26	30	32
15	63	31	31	35	27	31	34
16	64	32	32	36	28	32	36
17	65	33	33	37	29	34	37
18	66	34	34	38	30	36	37
19	67	35	35	39	31	38	37
20	68	36	36	40	32	40	37
21	69	37	37	41	34	43	37
22	70	38	38	42	36	46	37

2 3	7 1	3 9	3 9	4 3	3 8	4 9	3 7
2 4	7 2	4 0	4 0	4 4	4 0	5 2	3 7
2 5	7 3	4 1	4 1	4 6	4 2	5 4	3 7
2 6	7 4	4 2	4 2	4 8	4 4	5 6	
2 7	7 5	4 3	4 3	5 0	4 6	5 7	
2 8	7 6	4 4	4 4	5 2	4 8	5 7	
2 9	7 7	4 5	4 5	5 5	5 1	5 7	
3 0	7 8	4 6	4 6	5 8	5 4	5 7	
3 1	7 9	4 7	4 7	6 1	5 7	5 7	
3 2	8 0	4 8	4 8	6 4	6 0	5 7	
3 3	8 1	5 0	4 9	6 8	6 4	5 7	
3 4	8 2	5 2	5 0	7 2	6 8	5 7	
3 5	8 3	5 4	5 1	7 6	7 2	5 7	
3 6	8 4	5 6	5 2	8 0	7 6	5 7	
3 7	8 6	5 7	5 3	8 3	7 7	5 7	
3 8	8 8	5 8	5 4	8 6	7 7		
3 9	8 9	5 9	5 5	8 9	7 7		
4 0	8 9	6 0	5 6	8 9	7 7		
4 1	8 9	6 2	5 7	8 9	7 7		
4 2	8 9	6 4	5 8	8 9	7 7		
4 3	8 9	6 6	5 9	8 9	7 7		
4 4	8 9	6 8	6 0	8 9	7 7		
4 5	8 9	7 0	6 1	8 9	7 7		
4 6	8 9	7 2	6 2	8 9	7 7		
4 7	8 9	7 4	6 3	8 9	7 7		
4 8	8 9	7 6	6 4	8 9	7 7		
4 9	8 9	7 9	6 6	8 9	7 7		
5 0	8 9	8 2	6 8	8 9	7 7		
5 1	8 9	8 5	7 0	8 9	7 7		
5 2	8 9	8 8	7 2	8 9	7 7		
5 3	8 9	9 1	7 4	8 9	7 7		
5 4	8 9	9 4	7 6	8 9	7 7		
5 5	8 9	9 7	7 8	8 9	7 7		
5 6	8 9	1 0 0	8 0	8 9	7 7		
5 7	8 9	1 0 1	8 1	8 9	7 7		
5 8	8 9	1 0 1	8 2	8 9			
5 9	8 9	1 0 1	8 3	8 9			
6 0	8 9	1 0 1	8 4	8 9			
6 1	8 9	1 0 1	8 6	8 9			
6 2	8 9	1 0 1	8 8	8 9			
6 3	8 9	1 0 1	9 0	8 9			
6 4	8 9	1 0 1	9 2	8 9			

65	89	101	94	89			
66	89	101	96	89			
67	89	101	98	89			
68	89	101	100	89			
69	89	101	101	89			
70	89	101	101	89			
71	89	101	101	89			
72	89	101	101	89			
73	89	101	101	89			
74	89	101	101	89			
75	89	101	101	89			
76	89	101	101	89			
77	89	101	101	89			
78	89	101	101				
79	89	101	101				
80	89	101	101				
81	89	101	101				
82	89	101	101				
83	89	101	101				
84	89	101	101				
85	89	101	101				
86	89	101	101				
87	89	101	101				
88	89	101	101				
89	89	101	101				
90	89	101					
91	89	101					
92	89	101					
93	89	101					
94	89	101					
95	89	101					
96	89	101					
97	89	101					
98	89	101					
99	89	101					
100	89	101					
101	89	101					

(2) 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級

1	2 1	1 7	2 5	4 5
2	2 2	1 8	2 6	4 6
3	2 3	1 9	2 7	4 7
4	2 4	2 0	2 8	4 8
5	2 5	2 1	2 9	4 9
6	2 6	2 2	3 0	5 0
7	2 7	2 3	3 1	5 1
8	2 8	2 4	3 2	5 2
9	2 9	2 5	3 3	5 4
1 0	3 0	2 6	3 4	5 6
1 1	3 1	2 7	3 5	5 8
1 2	3 2	2 8	3 6	6 0
1 3	3 3	2 9	3 7	6 2
1 4	3 4	3 0	3 8	6 4
1 5	3 5	3 1	3 9	6 6
1 6	3 6	3 2	4 0	6 8
1 7	3 7	3 3	4 1	7 0
1 8	3 8	3 4	4 2	7 2
1 9	3 9	3 5	4 3	7 4
2 0	4 0	3 6	4 4	7 6
2 1	4 2	3 7	4 5	7 7
2 2	4 4	3 8	4 6	7 8
2 3	4 6	3 9	4 7	7 9
2 4	4 8	4 0	4 8	8 0
2 5	5 0	4 1	4 9	8 1
2 6	5 2	4 2	5 0	8 2
2 7	5 4	4 3	5 1	8 3
2 8	5 6	4 4	5 2	8 4
2 9	5 9	4 5	5 3	8 5
3 0	6 2	4 6	5 4	8 5
3 1	6 5	4 7	5 5	8 5
3 2	6 5	4 8	5 6	8 5
3 3	6 5	4 9	5 8	8 5
3 4	6 5	5 0	6 0	8 5
3 5	6 5	5 1	6 2	8 5
3 6	6 5	5 2	6 4	8 5
3 7	6 5	5 4	6 6	8 5
3 8	6 5	5 6	6 8	8 5
3 9	6 5	5 8	7 0	8 5
4 0	6 5	6 0	7 2	8 5
4 1	6 5	6 4	7 4	8 5
4 2	6 5	6 8	7 6	8 5

4 3	6 5	7 2	7 8	8 5
4 4	6 5	7 6	8 0	8 5
4 5	6 5	7 9	8 1	8 5
4 6	6 5	8 2	8 2	8 5
4 7	6 5	8 5	8 3	8 5
4 8	6 5	8 8	8 4	8 5
4 9	6 5	9 1	8 6	8 5
5 0	6 5	9 4	8 8	8 5
5 1	6 5	9 7	9 0	8 5
5 2	6 5	9 7	9 2	8 5
5 3	6 5	9 7	9 3	8 5
5 4	6 5	9 7	9 4	8 5
5 5	6 5	9 7	9 5	8 5
5 6	6 5	9 7	9 6	8 5
5 7	6 5	9 7	9 7	8 5
5 8	6 5	9 7	9 8	
5 9	6 5	9 7	9 9	
6 0	6 5	9 7	1 0 0	
6 1	6 5	9 7	1 0 1	
6 2	6 5	9 7	1 0 2	
6 3	6 5	9 7	1 0 3	
6 4	6 5	9 7	1 0 4	
6 5	6 5	9 7	1 0 5	
6 6	6 5	9 7	1 0 6	
6 7	6 5	9 7	1 0 7	
6 8	6 5	9 7	1 0 8	
6 9	6 5	9 7	1 0 9	
7 0	6 5	9 7	1 1 0	
7 1	6 5	9 7	1 1 1	
7 2	6 5	9 7	1 1 2	
7 3	6 5	9 7	1 1 3	
7 4	6 5	9 7	1 1 4	
7 5	6 5	9 7	1 1 5	
7 6	6 5	9 7	1 1 6	
7 7	6 5	9 7	1 1 7	
7 8	6 5	9 7	1 1 7	
7 9	6 5	9 7	1 1 7	
8 0	6 5	9 7	1 1 7	
8 1	6 5	9 7	1 1 7	
8 2	6 5	9 7	1 1 7	
8 3	6 5	9 7	1 1 7	
8 4	6 5	9 7	1 1 7	

85	65	97	117	
86	65	97		
87	65	97		
88	65	97		
89	65	97		
90	65	97		
91	65	97		
92	65	97		
93	65	97		
94	65	97		
95	65	97		
96	65	97		
97	65	97		
98		97		
99		97		
100		97		
101		97		
102		97		
103		97		
104		97		
105		97		
106		97		
107		97		
108		97		
109		97		
110		97		
111		97		
112		97		
113		97		
114		97		
115		97		
116		97		
117		97		

(3) 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	13	53	17	17	25
2	14	54	18	18	26
3	15	55	19	19	27

4	1 6	5 6	2 0	2 0	2 8
5	1 7	5 7	2 1	2 1	2 9
6	1 8	5 8	2 2	2 2	3 0
7	1 9	5 9	2 3	2 3	3 1
8	2 0	6 0	2 4	2 4	3 2
9	2 1	6 1	2 5	2 5	3 3
1 0	2 2	6 2	2 6	2 6	3 4
1 1	2 3	6 3	2 7	2 7	3 5
1 2	2 4	6 4	2 8	2 8	3 6
1 3	2 5	6 5	2 9	2 9	3 9
1 4	2 6	6 6	3 0	3 0	4 2
1 5	2 7	6 7	3 1	3 1	4 5
1 6	2 8	6 8	3 2	3 2	4 8
1 7	2 9	6 9	3 3	3 3	5 0
1 8	3 0	7 0	3 4	3 4	5 2
1 9	3 1	7 1	3 5	3 5	5 3
2 0	3 2	7 2	3 6	3 6	5 3
2 1	3 3	7 3	3 7	3 7	5 3
2 2	3 4	7 4	3 8	3 8	5 3
2 3	3 5	7 5	3 9	3 9	5 3
2 4	3 6	7 6	4 0	4 0	5 3
2 5	3 7	7 7	4 1	4 1	5 3
2 6	3 8	7 8	4 2	4 2	5 3
2 7	3 9	7 9	4 3	4 3	5 3
2 8	4 0	8 0	4 4	4 4	5 3
2 9	4 1	8 1	4 5	4 5	5 3
3 0	4 2	8 2	4 6	4 6	5 3
3 1	4 3	8 3	4 7	4 7	5 3
3 2	4 4	8 4	4 8	4 8	5 3
3 3	4 5	8 6	5 0	4 9	5 3
3 4	4 6	8 8	5 2	5 0	5 3
3 5	4 7	9 0	5 4	5 1	5 3
3 6	4 8	9 2	5 6	5 2	5 3
3 7	4 9	9 3	5 8	5 3	5 3
3 8	5 0	9 4	6 0	5 4	
3 9	5 1	9 5	6 2	5 5	
4 0	5 2	9 6	6 4	5 6	
4 1	5 3	9 9	6 6	5 7	
4 2	5 4	1 0 2	6 8	5 8	
4 3	5 5	1 0 5	7 0	5 9	
4 4	5 6	1 0 8	7 2	6 0	
4 5	5 7	1 0 9	7 5	6 1	

46	58	109	78	62	
47	59	109	81	63	
48	60	109	84	64	
49	61	109	87	65	
50	62	109	90	66	
51	63	109	93	67	
52	64	109	96	68	
53	65	109	98	69	
54	66	109	100		
55	67	109	102		
56	68	109	104		
57	69	109	105		
58	70	109	105		
59	71	109	105		
60	72	109	105		
61	73	109	105		
62	74	109	105		
63	75	109	105		
64	76	109	105		
65	77	109	105		
66	78	109	105		
67	79	109	105		
68	80	109	105		
69	82	109	105		
70	84	109			
71	86	109			
72	88	109			
73	90	109			
74	92	109			
75	94	109			
76	96	109			
77	97	109			
78	97	109			
79	97	109			
80	97	109			
81	97	109			
82	97	109			
83	97	109			
84	97	109			
85	97	109			
86	97	109			
87	97	109			

88	97	109			
89	97	109			
90	97	109			
91	97	109			
92	97	109			
93	97	109			
94	97	109			
95	97	109			
96	97	109			
97	97	109			
98	97	109			
99	97	109			
100	97	109			
101	97	109			
102	97	109			
103	97	109			
104	97	109			
105	97	109			
106	97				
107	97				
108	97				
109	97				

(4) 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	17	29	13	17	17
2	18	30	14	18	18
3	19	31	15	19	19
4	20	32	16	20	20
5	21	33	17	21	21
6	22	34	18	22	22
7	23	35	19	23	23
8	24	36	20	24	24
9	25	37	21	25	25
10	26	38	22	26	26
11	27	39	23	27	27
12	28	40	24	28	28
13	29	41	25	29	29
14	30	42	26	30	30

1 5	3 1	4 3	2 7	3 1	3 1
1 6	3 2	4 4	2 8	3 2	3 2
1 7	3 3	4 5	2 9	3 3	3 3
1 8	3 4	4 6	3 0	3 4	3 4
1 9	3 5	4 7	3 1	3 5	3 5
2 0	3 6	4 8	3 2	3 6	3 6
2 1	3 7	4 9	3 3	3 7	3 7
2 2	3 8	5 0	3 4	3 8	3 8
2 3	3 9	5 1	3 5	3 9	3 9
2 4	4 0	5 2	3 6	4 0	4 0
2 5	4 1	5 3	3 7	4 1	4 1
2 6	4 2	5 4	3 8	4 2	4 2
2 7	4 3	5 5	3 9	4 3	4 3
2 8	4 4	5 6	4 0	4 4	4 4
2 9	4 5	5 7	4 1	4 5	4 5
3 0	4 6	5 8	4 2	4 6	4 6
3 1	4 7	5 9	4 3	4 7	4 7
3 2	4 8	6 0	4 4	4 8	4 8
3 3	4 9	6 1	4 5	4 9	4 9
3 4	5 0	6 2	4 6	5 0	5 0
3 5	5 1	6 3	4 7	5 1	5 1
3 6	5 2	6 4	4 8	5 2	5 2
3 7	5 3	6 5	4 9	5 3	5 3
3 8	5 4	6 6	5 0	5 4	5 4
3 9	5 5	6 7	5 1	5 5	5 5
4 0	5 6	6 8	5 2	5 6	5 6
4 1	5 7	7 0	5 4	5 7	5 7
4 2	5 8	7 2	5 6	5 8	5 8
4 3	5 9	7 4	5 8	5 9	5 9
4 4	6 0	7 6	6 0	6 0	6 0
4 5	6 1	7 7	6 1	6 1	6 1
4 6	6 2	7 8	6 2	6 2	6 2
4 7	6 3	7 9	6 3	6 3	6 3
4 8	6 4	8 0	6 4	6 4	6 4
4 9	6 5	8 1	6 5	6 5	6 6
5 0	6 6	8 2	6 6	6 6	6 8
5 1	6 7	8 3	6 7	6 7	7 0
5 2	6 8	8 4	6 8	6 8	7 2
5 3	6 9	8 5	7 0	6 9	7 3
5 4	7 0	8 6	7 2	7 0	
5 5	7 1	8 7	7 4	7 1	
5 6	7 2	8 8	7 6	7 2	

5 7	7 3	9 0	7 8	7 3	
5 8	7 4	9 2	8 0	7 4	
5 9	7 5	9 4	8 2	7 5	
6 0	7 6	9 6	8 4	7 6	
6 1	7 7	9 7	8 6	7 7	
6 2	7 8	9 7	8 8	7 8	
6 3	7 9	9 7	9 0	7 9	
6 4	8 0	9 7	9 2	8 0	
6 5	8 1	9 7	9 4	8 1	
6 6	8 2	9 7	9 6	8 2	
6 7	8 3	9 7	9 8	8 3	
6 8	8 4	9 7	1 0 0	8 4	
6 9	8 5	9 7	1 0 2	8 5	
7 0	8 5	9 7	1 0 4	8 6	
7 1	8 5	9 7	1 0 6	8 7	
7 2	8 5	9 7	1 0 8	8 8	
7 3	8 5	9 7	1 1 1	8 9	
7 4	8 5	9 7	1 1 4		
7 5	8 5	9 7	1 1 7		
7 6	8 5	9 7	1 2 0		
7 7	8 5	9 7	1 2 2		
7 8	8 5	9 7	1 2 4		
7 9	8 5	9 7	1 2 6		
8 0	8 5	9 7	1 2 8		
8 1	8 5	9 7	1 2 9		
8 2	8 5	9 7	1 2 9		
8 3	8 5	9 7	1 2 9		
8 4	8 5	9 7	1 2 9		
8 5	8 5	9 7	1 2 9		
8 6	8 5	9 7	1 2 9		
8 7	8 5	9 7	1 2 9		
8 8	8 5	9 7	1 2 9		
8 9	8 5	9 7	1 2 9		
9 0	8 5	9 7			
9 1	8 5	9 7			
9 2	8 5	9 7			
9 3	8 5	9 7			
9 4	8 5	9 7			
9 5	8 5	9 7			
9 6	8 5	9 7			
9 7	8 5	9 7			
9 8		9 7			

9 9		9 7			
1 0 0		9 7			
1 0 1		9 7			
1 0 2		9 7			
1 0 3		9 7			
1 0 4		9 7			
1 0 5		9 7			
1 0 6		9 7			
1 0 7		9 7			
1 0 8		9 7			
1 0 9		9 7			
1 1 0		9 7			
1 1 1		9 7			
1 1 2		9 7			
1 1 3		9 7			
1 1 4		9 7			
1 1 5		9 7			
1 1 6		9 7			
1 1 7		9 7			
1 1 8		9 7			
1 1 9		9 7			
1 2 0		9 7			
1 2 1		9 7			
1 2 2		9 7			
1 2 3		9 7			
1 2 4		9 7			
1 2 5		9 7			
1 2 6		9 7			
1 2 7		9 7			
1 2 8		9 7			
1 2 9		9 7			

(5) 消防職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	4 9	1 7	1 3	1 7	9	1 3	1 7	1 7
2	5 0	1 8	1 4	1 8	1 0	1 4	1 8	1 8
3	5 1	1 9	1 5	1 9	1 1	1 5	1 9	1 9
4	5 2	2 0	1 6	2 0	1 2	1 6	2 0	2 0

5	5 3	2 1	1 7	2 1	1 3	1 7	2 1	2 1
6	5 4	2 2	1 8	2 2	1 4	1 8	2 2	2 2
7	5 5	2 3	1 9	2 3	1 5	1 9	2 3	2 3
8	5 6	2 4	2 0	2 4	1 6	2 0	2 4	2 4
9	5 7	2 5	2 1	2 5	1 7	2 1	2 5	2 5
1 0	5 8	2 6	2 2	2 6	1 8	2 2	2 6	2 6
1 1	5 9	2 7	2 3	2 7	1 9	2 3	2 7	2 7
1 2	6 0	2 8	2 4	2 8	2 0	2 4	2 8	2 8
1 3	6 1	2 9	2 5	2 9	2 1	2 5	2 9	2 9
1 4	6 2	3 0	2 6	3 0	2 2	2 6	3 0	3 0
1 5	6 3	3 1	2 7	3 1	2 3	2 7	3 1	3 1
1 6	6 4	3 2	2 8	3 2	2 4	2 8	3 2	3 2
1 7	6 5	3 3	2 9	3 3	2 5	2 9	3 4	3 4
1 8	6 6	3 4	3 0	3 4	2 6	3 0	3 6	3 6
1 9	6 7	3 5	3 1	3 5	2 7	3 1	3 8	3 7
2 0	6 8	3 6	3 2	3 6	2 8	3 2	4 0	3 7
2 1	6 9	3 7	3 3	3 7	2 9	3 4	4 3	3 7
2 2	7 0	3 8	3 4	3 8	3 0	3 6	4 6	3 7
2 3	7 1	3 9	3 5	3 9	3 1	3 8	4 9	3 7
2 4	7 2	4 0	3 6	4 0	3 2	4 0	5 2	3 7
2 5	7 3	4 1	3 7	4 1	3 4	4 2	5 4	3 7
2 6	7 4	4 2	3 8	4 2	3 6	4 4	5 6	
2 7	7 5	4 3	3 9	4 3	3 8	4 6	5 7	
2 8	7 6	4 4	4 0	4 4	4 0	4 8	5 7	
2 9	7 7	4 5	4 1	4 5	4 3	5 1	5 7	
3 0	7 8	4 6	4 2	4 6	4 6	5 4	5 7	
3 1	7 9	4 7	4 3	4 7	4 9	5 7	5 7	
3 2	8 0	4 8	4 4	4 8	5 2	6 0	5 7	
3 3	8 1	5 0	4 5	4 9	5 6	6 4	5 7	
3 4	8 2	5 2	4 6	5 0	6 0	6 8	5 7	
3 5	8 3	5 4	4 7	5 1	6 4	7 2	5 7	
3 6	8 4	5 6	4 8	5 2	6 8	7 6	5 7	
3 7	8 5	5 7	4 9	5 4	7 1	7 7	5 7	
3 8	8 6	5 8	5 0	5 6	7 4	7 7		
3 9	8 7	5 9	5 1	5 8	7 7	7 7		
4 0	8 8	6 0	5 2	6 0	7 7	7 7		
4 1	8 9	6 2	5 3	6 2	7 7	7 7		
4 2	8 9	6 4	5 4	6 4	7 7	7 7		
4 3	8 9	6 6	5 5	6 6	7 7	7 7		
4 4	8 9	6 8	5 6	6 8	7 7	7 7		
4 5	8 9	7 0	5 7	6 9	7 7	7 7		
4 6	8 9	7 2	5 8	7 0	7 7	7 7		

47	89	74	59	71	77	77		
48	89	76	60	72	77	77		
49	89	79	61	74	77	77		
50	89	82	62	76	77	77		
51	89	85	63	78	77	77		
52	89	88	64	80	77	77		
53	89	91	65	81	77	77		
54	89	94	66	82	77	77		
55	89	97	67	83	77	77		
56	89	100	68	84	77	77		
57	89	101	69	86	77	77		
58	89	101	70	88	77			
59	89	101	71	90	77			
60	89	101	72	92	77			
61	89	101	73	94	77			
62	89	101	74	96	77			
63	89	101	75	98	77			
64	89	101	76	100	77			
65	89	101	77	101	77			
66	89	101	78	101	77			
67	89	101	79	101	77			
68	89	101	80	101	77			
69	89	101	81	101	77			
70	89	101	82	101	77			
71	89	101	83	101	77			
72	89	101	84	101	77			
73	89	101	85	101	77			
74	89	101	86	101	77			
75	89	101	87	101	77			
76	89	101	88	101	77			
77	89	101	89	101	77			
78	89	101	90					
79	89	101	91					
80	89	101	92					
81	89	101	93					
82	89	101	94					
83	89	101	95					
84	89	101	96					
85	89	101	97					
86	89	101	98					
87	89	101	99					
88	89	101	100					

89	89	101	101					
90	89	101	101					
91	89	101	101					
92	89	101	101					
93	89	101	101					
94	89	101	101					
95	89	101	101					
96	89	101	101					
97	89	101	101					
98	89	101	101					
99	89	101	101					
100	89	101	101					
101	89	101	101					

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第3号

さいたま市職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員からの苦情相談に関する規則（平成17年さいたま市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（人事委員会に対する苦情相談）</p> <p>第2条 職員（離職した職員を含む。第4条第1項において同じ。）は人事委員会に対し、原則として口頭により勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法第22条の4第1項の規定による採用に関する苦情相談</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>（人事委員会に対する苦情相談）</p> <p>第2条 職員（離職した職員を含む。第4条第1項において同じ。）は人事委員会に対し、原則として口頭により勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法第28条の4又は第28条の5の規定に基づく採用に関する苦情相談</u></p> <p>2 [略]</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和14年3月31日までの間におけるこの規則による改正後のさいたま市職員からの苦情相談に関する規則第2条第1項の規定の適用については、同項第2号中「第22条の4第1項」とあるのは「第22条の4第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」とする。

さいたま市人事委員会規則第4号

さいたま市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市人事委員会事務局の組織等に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 事務局に理事、副理事、事務局次長、<u>参事、総合調整幹又は調整幹</u>を置くことができる。</p> <p>3 課に副参事、課長補佐、主幹、<u>専門幹</u>、参与又は主査を置くことができる。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 事務局に理事、副理事、事務局次長又は<u>参事</u>を置くことができる。</p> <p>3 課に副参事、課長補佐、主幹、参与又は主査を置くことができる。</p> <p>4 [略]</p>
<p>(職務)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 理事、副理事、事務局次長、参事、<u>副参事、総合調整幹及び調整幹</u>は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 主幹、<u>専門幹</u>、参与及び主査は、上司の命を受け、担当事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するためこれを指揮監督する。</p> <p>6 [略]</p>	<p>(職務)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 理事、副理事、事務局次長、参事及び<u>副参事</u>は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 主幹、参与及び主査は、上司の命を受け、担当事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するためこれを指揮監督する。</p> <p>6 [略]</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第5号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職	機関	職
各機関共通	理事、副理事、 <u>参事</u> 、 <u>副参事</u> 及び <u>総合調整幹</u>	各機関共通	理事、副理事、 <u>参事</u> 及び <u>副参事</u>
議会局	(1) [略] (2) <u>総務部の調整幹</u> (3) <u>総務部秘書総務課の課長補佐、主幹、<u>専門幹</u>、参与、係長及び主査（秘書に関する事務又は局の人事若しくは予算に関する企画事務を担当する者（局の人事又は予算に関する企画事務にあっては主査を除く。）に限る。）</u>	議会局	(1) [略] (2) <u>総務部秘書総務課の課長補佐、主幹、参与、係長及び主査（秘書に関する事務又は局の人事若しくは予算に関する企画事務を担当する者（局の人事又は予算に関する企画事務にあっては主査を除く。）に限る。）</u>
市長事務部局	(1)～(6) [略] (7) 局又は市長公室の庶務を担当する課の課長補佐、主幹、 <u>専門幹</u> 、参与及び係長並びに都市戦略本部の主幹、 <u>調整幹</u> 、 <u>専門幹</u> 、参与及び主査（局、市長公室又は都市戦略本部の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。） (8) 市長公室秘書広報部秘書課の課長補佐、主幹、 <u>専門幹</u> 、参与、係長及び主査（秘書に関する事務を担当する者に限る。） (9) 都市戦略本部行財政改革推進部の主幹、 <u>調整幹</u> 、 <u>専門幹</u> 、	市長事務部局	(1)～(6) [略] (7) 局又は市長公室の庶務を担当する課の課長補佐、主幹、参与及び係長並びに都市戦略本部の主幹、参与及び主査（局、市長公室又は都市戦略本部の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。） (8) 市長公室秘書広報部秘書課の課長補佐、主幹、参与、係長及び主査（秘書に関する事務を担当する者に限る。） (9) 都市戦略本部行財政改革推進部の主幹、参与及び主査（

参与及び主査（行政改革に関する事務を担当する者に限る。）

- (10) 総務局総務部総務課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長及び主査（行政組織等に関する事務を担当する者に限る。）
- (11) 総務局総務部法務・コンプライアンス課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長、主査、主任及び主事（条例、規則等の審査、訴訟又はサービスの調査に関する事務を担当する者に限る。）
- (12) 総務局人事部人事課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長、主査、主任及び主事（職員の任免、分限及び懲戒、服務等に関する事務又は定員管理に関する事務を担当する者に限る。）
- (13) 総務局人事部職員課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長、主査、主任及び主事（職員の給与に関する事務、職員団体に関する事務、職員の福利厚生に関する事務又は職員の安全衛生及び公務災害に関する事務を担当する者に限る。）
- (14) 財政局財政部財政課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長
- (15) 財政局財政部庁舎管理課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）
- (16) 市民局区政推進部の主幹、調整幹、専門幹、参与及び主査（区役所に係る総合調整及び区役所改革の推進に係る調整に関する事務を担当する者に限る。）
- (17) 保健衛生局市立病院病院経営部病院総務課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（病院の人事に関する企画事務又は職員の福利厚生に関する事務を担当する者に限る。）

行政改革に関する事務を担当する者に限る。）

- (10) 総務局総務部総務課の課長補佐、主幹、参与、係長及び主査（行政組織等に関する事務を担当する者に限る。）
- (11) 総務局総務部法務・コンプライアンス課の課長補佐、主幹、参与、係長、主査、主任及び主事（条例、規則等の審査、訴訟又はサービスの調査に関する事務を担当する者に限る。）
- (12) 総務局人事部人事課の課長補佐、主幹、参与、係長、主査、主任及び主事（職員の任免、分限及び懲戒、服務等に関する事務又は定員管理に関する事務を担当する者に限る。）
- (13) 総務局人事部職員課の課長補佐、主幹、参与、係長、主査、主任及び主事（職員の給与に関する事務、職員団体に関する事務、職員の福利厚生に関する事務又は職員の安全衛生及び公務災害に関する事務を担当する者に限る。）
- (14) 財政局財政部財政課の課長補佐、主幹、参与及び係長
- (15) 財政局財政部庁舎管理課の課長補佐、主幹、参与及び係長（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）
- (16) 市民局区政推進部の主幹、参与及び主査（区役所に係る総合調整及び区役所改革の推進に係る調整に関する事務を担当する者に限る。）
- (17) 保健福祉局市立病院病院経営部病院総務課の課長補佐、主幹、参与及び係長（病院の人事に関する企画事務又は職員の福利厚生に関する事務を担当する者に限る。）

	<p>る事務を担当する者に限る。)</p> <p>(18) 保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課の課長補佐、主幹、<u>専門幹</u>、参与及び係長（病院の予算に関する企画事務を担当する者に限る。）</p> <p>(19) 区役所区民生活部総務課の課長補佐、主幹、<u>専門幹</u>、参与及び係長（区役所の人事若しくは予算に関する企画事務又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(20) 出納室出納課の課長補佐、主幹、<u>専門幹</u>、参与及び係長（室の人事若しくは予算に関する企画事務又は資金の計画運用及び歳計現金の管理に関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(21) <u>第7号、第12号、第17号、第19号及び前号に規定する課が属する部又は室の調整幹</u></p>		<p>担当する者に限る。)</p> <p>(18) 保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課の課長補佐、主幹、参与及び係長（病院の予算に関する企画事務を担当する者に限る。）</p> <p>(19) 区役所区民生活部総務課の課長補佐、主幹、参与及び係長（区役所の人事若しくは予算に関する企画事務又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(20) 出納室出納課の課長補佐、主幹、参与及び係長（室の人事若しくは予算に関する企画事務又は資金の計画運用及び歳計現金の管理に関する事務を担当する者に限る。）</p>
<p>教育委員会</p>	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>管理部及び学校教育部の調整幹</u></p> <p>(5) 管理部教育総務課の課長補佐、主幹、<u>専門幹</u>、参与、係長、主査、主任及び主事（秘書に関する事務、条例、規則等の審査に関する事務、組織に関する事務、教職員を除く職員の人事、服務、給与等に関する事務、職員団体に関する事務又は職員の安全衛生に関する事務を担当する者（<u>秘書及び組織</u>に関する事務にあつては、<u>主任及び主事</u>を除く。）に限る。）</p> <p>(6) 管理部教育財務課の課長補佐、主幹、<u>専門幹</u>、参与及び係長（教育委員会の予算の取りまとめに関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(7) 学校教育部教職員人事課の課長補佐、主幹、主任管理主事、<u>専門幹</u>、<u>参与</u>、係長、主査、管理主事、主任及び主事（教職員の任免、分限及び懲</p>	<p>教育委員会</p>	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 管理部教育総務課の課長補佐、主幹、参与、係長、主査、主任及び主事（秘書に関する事務、条例、規則等の審査に関する事務、組織に関する事務、教職員を除く職員の人事、服務、給与等に関する事務、職員団体に関する事務又は職員の安全衛生に関する事務を担当する者（<u>秘書</u>に関する事務にあつては<u>主任及び主事</u>を除く。）に限る。）</p> <p>(5) 管理部教育財務課の課長補佐、主幹、参与及び係長（教育委員会の予算の取りまとめに関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(6) 学校教育部教職員人事課の課長補佐、主幹、<u>参与</u>、主任管理主事、係長、主査、管理主事、主任及び主事（教職員の任免、分限及び懲戒、服務</p>

	<p>戒、服務等に関する事務、職員団体に関する事務又は教職員の公務災害に関する事務（これらの事務のうち、<u>第9号</u>に規定する事務を除く。）を担当する者に限る。）</p> <p>(8) 学校教育部教職員給与課の課長補佐、主幹、主任管理主事、<u>専門幹、参与</u>、係長、主査、管理主事、主任及び主事（教職員の給与に関する事務又は教職員の福利厚生に関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(9) 学校教育部高校教育課の課長補佐、主幹、主任管理主事、<u>専門幹、参与</u>、係長、主査、管理主事、主任及び主事（<u>高等学校及び中等教育学校の教職員の人事、分限及び懲戒、服務等に関する事務又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。</u>）</p>		<p>等に関する事務、職員団体に関する事務又は教職員の公務災害に関する事務（これらの事務のうち、<u>第8号</u>に規定する事務を除く。）を担当する者に限る。）</p> <p>(7) 学校教育部教職員給与課の課長補佐、主幹、<u>参与</u>、主任管理主事、係長、主査、管理主事、主任及び主事（教職員の給与に関する事務又は教職員の福利厚生に関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(8) 学校教育部高校教育課の課長補佐、主幹、<u>参与</u>、主任管理主事、係長、主査、管理主事、主任及び主事（<u>市立高校の教職員の人事、分限及び懲戒、服務等に関する事務又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。</u>）</p>
市選挙管理委員会事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長、<u>課長及び調整幹</u></p> <p>(2) 選挙課の課長補佐、主幹、<u>専門幹、参与</u>及び係長（事務局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）</p>	市選挙管理委員会事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長及び<u>課長</u></p> <p>(2) 選挙課の課長補佐、主幹、参与及び係長（事務局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）</p>
人事委員会事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長、<u>課長及び調整幹</u></p> <p>(2) 任用調査課の課長補佐、主幹、<u>専門幹、参与</u>、係長、主査、主任及び主事</p>	人事委員会事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長及び<u>課長</u></p> <p>(2) 任用調査課の課長補佐、主幹、参与、係長、主査、主任及び主事</p>
監査事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長、<u>課長及び調整幹</u></p> <p>(2) 監査課の課長補佐、主幹、<u>専門幹、参与</u>及び係長（事務局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）</p>	監査事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長及び<u>課長</u></p> <p>(2) 監査課の課長補佐、主幹、参与及び係長（事務局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）</p>
農業委員会事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長、<u>課長及び調整幹</u></p> <p>(2) 農業振興課の課長補佐、主幹、<u>専門幹、参与</u>及び係長（事務局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）</p>	農業委員会事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長及び<u>課長</u></p> <p>(2) 農業振興課の課長補佐、主幹、参与及び係長（事務局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）</p>

備考

1～3 [略]

4 この表中「庶務を担当する課」とは、市長公室秘書広報部秘書課、総務局総務部総務課、財政局財政部財政課、市民局市民生活部市民生活安全課、スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課、保健衛生局保健部保健衛生総務課、福祉局生活福祉部福祉総務課、子ども未来局子ども育成部子ども政策課、環境局環境共生部環境総務課、経済局商工観光部経済政策課、都市局都市計画部都市総務課及び建設局土木部土木総務課をいう。

5・6 [略]

備考

1～3 [略]

4 この表中「庶務を担当する課」とは、市長公室秘書広報部秘書課、総務局総務部総務課、財政局財政部財政課、市民局市民生活部市民生活安全課、スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課、保健福祉局保健部健康増進課、子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課、環境局環境共生部環境創造政策課、経済局商工観光部経済政策課、都市局都市計画部都市総務課及び建設局土木部土木総務課をいう。

5・6 [略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第6号

公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(派遣先団体) 第2条 条例第2条第1項第1号に規定する人事委員会規則で定める団体は、次のとおりとする。 (1)～(13) [略] <u>(14)</u> [略] 2 [略]	(派遣先団体) 第2条 条例第2条第1項第1号に規定する人事委員会規則で定める団体は、次のとおりとする。 (1)～(13) [略] <u>(14) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会</u> <u>(15)</u> [略] 2 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第7号

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>(1) 行政職給料表職務分類表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>(1)～(7) [略] (8) <u>東部療育センター開設準備室の室長の職務</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表中「第2類事業所」とは、事業所事務分掌規則別表第1第2類事業所の欄に掲げる事業所、さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号。以下「区役所事務分掌規則」という。）第2条に規定する保健センター及び第13条に規定する支所並びに<u>事務局組織規則第4条第3項に規定する第2類の施設又は機関</u>をいう。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 この表中「課に相当する室等」とは、さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する室又はセンター、<u>区役所事務分掌規則第2条に規定する室（くらし応援室を除く。）</u>、<u>事務局組織規則第2条に規定する室及びさいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）第2条に規定する室</u>をいう。</p> <p>(2) 医療職給料表(1)職務分類表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職務	[略]		5級	(1)～(7) [略] (8) <u>東部療育センター開設準備室の室長の職務</u>	[略]		職務の級	職務			<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>(1) 行政職給料表職務分類表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>(1)～(7) [略] (8) <u>地域商工室又は観光経済室の室長の職務</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表中「第2類事業所」とは、事業所事務分掌規則別表第1第2類事業所の欄に掲げる事業所、<u>事務局組織規則第4条第3項に規定する第2類の施設又は機関並びにさいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号。以下「区役所事務分掌規則」という。）第2条に規定する保健センター及び第13条に規定する支所</u>をいう。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 この表中「課に相当する室等」とは、さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する室又はセンター、さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）第2条に規定する室及び<u>事務局組織規則第2条に規定する室</u>をいう。</p> <p>(2) 医療職給料表(1)職務分類表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職務	[略]		5級	(1)～(7) [略] (8) <u>地域商工室又は観光経済室の室長の職務</u>	[略]		職務の級	職務		
職務の級	職務																								
[略]																									
5級	(1)～(7) [略] (8) <u>東部療育センター開設準備室の室長の職務</u>																								
[略]																									
職務の級	職務																								
職務の級	職務																								
[略]																									
5級	(1)～(7) [略] (8) <u>地域商工室又は観光経済室の室長の職務</u>																								
[略]																									
職務の級	職務																								

3級

第2類事業所の所長補佐の職務

[略]

備考 [略]

(3)~(5) [略]

[略]

備考 [略]

(3)~(5) [略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。